



# ホームページを経営に役立てよう!

いまやインターネットの普及率は、世帯で87%、5人以上の事業所では85%まで拡大してきています。この数字は、ホームページによって増収、増客、あるいは経費節減等、経営に大きな効果を発揮できることを示すものと言っていいでしょう。

## 1. ホームページはお客様との最初の出会いの場

インターネットの普及により、お客様の取引先、お店選びの方法も変わってきています。利用者にとって、ホームページはテレビや新聞と並ぶ「信頼できるメディア」です。利用者がこれだけ増えてくると、**お客様との最初の出会いがホームページ**となっているケースが少なくありません。

実際、当事務所のホームページを見て、新たにお客様となっていたり、東京にある会社から商談を持ちかけていただいたこともあります。

ちょっと余談ですが、人がモノ・サービスを買うまでに、5つのハードルがあり、「**AIDMA (アイDMA) の法則**」と呼ばれるそうです。

- Attention 気づいてくれた人
- Interest 気づいてくれた人のうち、興味を持った人
- Desire 興味を持った人のうち、欲しいと思った人
- Memory 欲しいと思った人のうち、覚えてくれた人
- Action 覚えてくれた人のうち、行動を起こしてくれた人

はじめに気づいてくれない限り、つまりホームページを見ていただかない限り、インターネットを利用するお客様と出会うチャンスがないということになります。

## 2. ホームページは24時間営業のショーウィンドウ

ホームページには、商品・サービスをいつでも示せる**ショーウィンドウの役割**があります。お客様は家に居ながらにして、商品・サービスの詳細を知ることができ、そのショーウィンドウの説明をする社員もホームページが行ってくれるわけです。しかも、通常であれば、電話やFAX等で問い合わせを受け、担当者が質問に答えますが、ホームページは、多数の問い合わせにも文句も言わずに対応してくれます。

今まで、ホームページの良いところばかり言ってきましたが、実際にホームページを作る、あるいは運用していくとなると大変な作業となります。

しかし、ホームページの位置づけは、単に「持っていることで安心する」という段階から、**重要なビジネス基盤として「活用する」という段階に確実にシフト**しています。

皆さんもホームページを上手く活用し、経営に役立ててみてはいかがでしょうか。

当事務所には、ホームページの開設・運用等を取り扱っているお客様がおられますので、お気軽にお問い合わせ下さい。



お知り合いに会計事務所をお探しの方がいらっしゃる時は、ぜひご紹介いただきますようお願いいたします

# PROGRESS プロGRESS

新納会計事務所・(株)新納経営

〒604 0031 京都市中京区新町通二条下ル頭町16-1  
TEL 075(231)0335 FAX 075(231)0473  
http://homepage3.nifty.com/smcweb/  
e-mail: smc-keiei@tkcnf.or.jp



第24号

2006.10.2 発行

PROGRESS (プログレス)とは「進歩」の意。皆様と共に進歩して行きたいという願いを込め発行します。

## 笑顔の力

所長 新納 賢二

私には1歳の孫がいる。名前はそうま颯馬という。長女夫婦がモンゴルの大草原を乗馬トレッキングした時の感動が名前の所以である。(彼女は4年連続モンゴルツアーに参加し、私に大草原を馬で疾走する感動を話してくれたが、私は何故か行く気がおこらないでいる。)

孫の邪気のない天真爛漫の笑顔など見ると、無意識に微笑んでいる自分を発見して、ハッと我に返る。孫は可愛いと聞いていたが、この事かと妙に納得する。

幼子の笑顔とまではいかなくとも、われわれ一人ひとりが常に笑顔で挨拶し、日常会話に笑顔を添えれば、対人関係も良くなり、仕事もうまくいく。笑顔はいくら使ってもお金がかからない人間関係の潤滑油。笑顔の嫌いな人はいない。

### 笑顔

いい笑顔してますか  
笑顔は心を和ませて  
人に善意を伝えます

つらい時 苦しい時も  
笑顔しましょう  
笑顔はあなたを勇気づけ  
力を与えてくれるでしょう

素直な心で笑顔しましょう  
笑顔は  
いい家庭 いい職場  
いい社会をつくる原点です

かけがえのない人生  
いい笑顔で  
いい人生を創りましょう  
(当社にある額より引用 作者不明)

P1・・・所長挨拶 笑顔の力

もくじ

P2・・・SMC経営倶楽部のご案内

P3・・・平成18年おまな改正のお知らせ

P4・・・HPを経営に役立てよう

# 第10回SMC経営倶楽部のご案内

当事務所主催の第10回SMC経営倶楽部を下記の通り開催いたします。  
SMC経営倶楽部は、皆様と共により良い経営を目指して活動を行っております。  
前回ご参加いただいた方はもちろん、今回初めての方も是非ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

日時：平成18年10月19日(木)午後6時～9時

場所：京都アスニー(5階 第7研修室)  
京都市中京区丸太町通七本松西入  
075-802-3141

内容：TKC経営革新セミナー2006

第1部 『社長の決断』

～元気な会社はあなたがつくる！～

第2部 『損益分岐点の考え方とその応用』

～レストランオーナーとなって実践的視点から学ぶ～

会費：1,500円(税込) 軽食を用意しております。



## 損益分岐点の考え方と算出法

事業というのはいくら売上額が大きくても儲からない場合がある。売上額を大きくするためには仕入代金の他に人件費や広告費等の新たな経費をかけなければならないため売上額の中の構成が「利益額 < 経費」となれば赤字で儲からないことになる。事業を成功させるためには「利益額 = 経費」をクリアーして「利益額 > 経費」を早い段階で達成しなければならない。この「利益額 = 経費」つまり収支ゼロの地点を損益分岐点という。

不思議なもので事業は立ち上げ段階で損益分岐点に到達できない期間は非常に苦勞するが、損益分岐点をクリアーしてしまえばその後は順調に利益が伸びていく傾向が強い。経営者達はよく「事業が軌道にのる」という言葉を使うが、これは損益分岐点をクリアーしたことを意味している。

「売上額 = 利益 + 固定費 + 変動費」

損益分岐点の算出公式《重要》

固定費

[ 損益分岐点 ] =

$$\text{粗利益率} = 1 - \frac{\text{変動費}}{\text{売上高}} \times 100$$

売上額が減少すれば変動費も同じ比率で減少する。

## 新会社法が施行されました

平成18年5月1日より施行された新会社法は、会社に関する法律を一本にまとめて条文を再構成すると共に、平仮名口語体表記となり、体系的で分かりやすい法律になりました。また、実質的な改正も大幅に行われました。特に、中小企業に関連する部分としては、株式会社制度と有限会社制度の統合、機関設計の柔軟化、事業承継に活用できる株式制度の拡充、最低資本金の撤廃など非常に多岐にわたっており、それによって得られるメリットも様々です。

	改正前	改正後
会社の種類	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社の4種類	有限会社を株式会社に統合、特例有限会社として従来のとおり但し、新たに有限会社を作れない
最低資本金制度	株式会社1,000万円、有限会社300万円	制限が撤廃され、資本金はいくらでもよい。資本金1円でも作れる。
役員の数	株式会社の場合、取締役3名以上、監査役1名以上	取締役会を設置しない会社は、取締役は1人でよい(取締役設置会社は3名以上必要)。監査役の設定は任意。
役員の任期	取締役2年、監査役4年	原則は取締役2年、監査役4年。但し、公開会社でない会社であれば、最長10年まで延長できる。
取締役会の設置	必要	非公開会社の場合は、取締役会を置くか否かは任意。

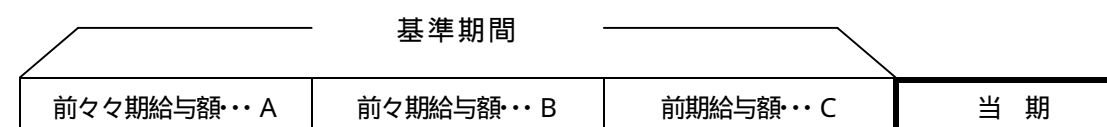
など

## 同族会社役員報酬の一部損金不算入制度

平成18年4月1日以降開始事業年度、同族会社の業務を主宰する役員及びその同族関係者等が発行済株式の総数の90%以上の数の株式を有し、かつ、常務に従事する役員を過半数を占める場合等には、当該業務を主宰する役員に対して支給する給与のうち給与所得控除に相当する部分として計算される金額は、損金不算入となります。つまり、実質一人会社のオーナー社長報酬につき、給与所得控除相当分を法人段階で損金不算入とする。

ただし、当該同族会社の所得等の金額(所得の金額と所得の金額の計算上損金の額に算入された当該給与の額の合計額)の直前3年以内に開始する事業年度における平均額が年800万円以下である場合及び当該平均額が年800万円超3,000万円以下であり、かつ、当該平均額に占める当該給与の額の割合が50%以下である場合は、本措置の適用を除外する。

適用対象会社	同族会社の業務を主宰する役員(オーナー)及びその同族関係者等	発行済株式の総数の90%以上所有かつ 常務従事役員を過半数を占める
適用除外	所得等の金額(その同族会社の所得金額+オーナー給与)の直前3年間平均額が	またはの場合 年800万円以下 年800万円超3,000万円以下で、かつ、 $\frac{\text{オーナー給与}}{\text{所得等の金額}} < 50\%$



$$\text{基準期間の業務主宰役員給与の平均額} = \frac{A + B + C}{3} < \text{基準所得金額} \times 50\%$$

## 法人の交際費課税制度の改正

平成18年度税制改正において、1人当たり5,000円以下の飲食費等を交際費等から除外できるとする措置が新たに設けられ、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることとなりました。

ただし、1人当たり5,000円超の飲食費の全額、法人の役員・一部の従業員のためだけに支出するものなどはこの措置に適用されません。

証明資料として下記の事項を記載し、会社内部できちんと保存しておく必要があります。

飲食等のあった日	参加した取引先の氏名または名称	参加した人数
費用の金額と店名及び所在地	その他参考事項	